

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業
(第2期事業)

事業者募集要項



令和3年11月12日

埼玉県嵐山町

目 次

I 本募集要項の趣旨

II 事業の概要

III 事業者の募集及び選定のスケジュール

IV 応募者の資格要件

V 提案書の審査

VI 契約の手順

VII 履行すべき業務の要求水準

VIII 提案の内容及び条件

様式 1 参加申込書

様式 2 代表企業（応募企業）及び構成員一覧

様式 3 参加辞退届出書

様式 4 事業者募集要項に関する質問書

別添 1 業務要求水準書

別添 2 提案書の構成

別添 3 提案書の評価基準

別添 4 優先交渉権者選定基準

I 本募集要項の趣旨

嵐山町（以下「町」という。）は、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施することとした。令和3年11月8日、PFI法第5条の規定に基づき、「嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

町は、実施方針に基づき本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条の規定により、令和3年11月12日、本事業を「特定事業」として選定し、その旨を公表したところである。

本募集要項は、町が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、事業者として本事業に参加しようとする者に交付するものである。応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類を提出するものとする。

II 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名 嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）

(2) 事業の目的

町は、全町民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、公共用水域の水質の保全に資するため、市野川流域関連公共下水道計画区域を除いた全域（以下「浄化槽整備区域」という。）において町管理型の合併浄化槽（以下「浄化槽」という。）を整備することとした。

本事業は、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の建設業務並びに維持管理業務の実施、及び寄付を受けた合併処理浄化槽の維持管理等業務の実施等を、町財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 浄化槽整備区域内の一般住宅（店舗付き住宅等を含む。）を対象とした300基の浄化槽（ブロー、電気施設を含む合併浄化槽本体工事）建設業務
- ② 本事業で建設された浄化槽の維持管理等業務
- ③ 第1期事業で町が管理している浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施
- ④ 浄化槽整備区域内に既に設置された一般住宅（店舗付き住宅等を含む。）の合併処理浄化槽のうち、町が寄付を受けた合併処理浄化槽と付帯設備の維持管理等業務
- ⑤ 浄化槽の設置に係る本事業への相談や浄化槽の設置を促進するための町民に

向けた啓もう活動などに対応する住民サービス業務

- ⑥ その他本業務に関連する業務で町長が別に定めるもの

イ 事業期間等

- ① 第2期事業の事業期間は、10年間とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）は、この期間に、浄化槽の建設業務及び維持管理等業務を実施する。
- ② 建設工事期間は、上記期間のうち契約日（事業開始日）から7年間とする。
- ③ 事業期間終了後（11年目以降）の維持管理等業務は、第2期事業とは別の事業とする。

Ⅲ 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は本募集要項によるものとし、その実施スケジュール（予定含む）は次のとおりとする。

項目	スケジュール
実施方針の公表	令和3年11月上旬
特定事業の選定及び事業募集要項等の公表	令和3年11月上旬
実施方針及び募集要項等の説明会	令和3年11月16日（火）
実施方針及び募集要項等に関する質問の受付	令和3年11月17日（水） ～令和3年11月22日（月）
実施方針及び募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年11月下旬
参加申込書の受付	令和3年11月26日（金） ～令和3年11月30日（火）
参加資格の確認結果公表	令和3年12月8日（水）
提案書の受付	令和3年12月15日（水） ～令和3年12月17日（金）
提案書の審査及びヒアリング優先交渉権者の選定	令和3年12月下旬 ～令和4年1月上旬
審査結果の公表	令和3年12月下旬～令和4年1月上旬
基本協定の締結	令和4年1月中旬
事業契約の締結	令和4年2月下旬～令和4年3月上旬

IV 応募者の資格要件

1 参加資格要件

PFI事業者は、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、本募集においては、浄化槽関係者にとどまらず、他分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

応募者は単独の民間企業又は民間企業グループとし、民間企業グループの場合はグループ構成員のそれぞれが、次の参加資格要件を満たすものとする。提案書の提出はこの参加資格要件を満たされたもののみとする。

(1) 組織形態

- ア 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- イ 応募者は、PFI事業の契約に先立ち特別目的会社(以下「SPC」という。)を株式会社として嵐山町内に設立しなければならない。(第1期事業の契約者は不要)
- ウ 民間企業グループは、その中の1社を代表民間企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
- イ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別の事由があると町が認定した場合には、この限りではない。
- ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI事業開始後、SPCから業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力企業」という。)がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- エ 民間企業グループの構成員となった者は、他の民間企業グループの構成員になることはできないものとする。ただし、町とSPCとのPFI事業の契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできるものとする。

(3) 欠格条項

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者及びPFI法第9条各号の規定に該当するもの
- イ 町の指名停止措置を受けている者
- ウ 最近1年間において、法人税、消費税若しくは法人事業税、地方税又は町に対する公租公課を滞納している者

(4) 業務執行能力及び財務能力

- ア 本事業をPFI事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

(5) 留意事項

- ア 浄化槽の建設業務、維持管理等業務の実施に当たっては、関係法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格のすべてを取得している必要はない。この場合、応募者は、提案書において、必要な業務を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。
- イ 構成員は設立される SPC に出資すること。また、代表企業は構成員の中の 1 社とすること。代表企業の事業期間中の SPC への出資割合は 50%を超えなければならない。
- ウ PFI 事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進のための建設業務、維持管理等業務に係る基本的な業務分担表を町に提出し、着工までに町から承認を得るものとする。
- エ PFI 事業者は、PFI 事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

2 参加資格の審査・確認

(1) 参加申込書の提出

応募者は、参加申込書（様式 1）、代表企業（応募企業）及び構成員一覧（様式 2）並びに添付書類を、下記により提出すること。

- ・ 提出方法：持参のみとする。町は提出書類を確認後、受領書を発行する。
- ・ 受付日時：令和3年11月26日（金）から令和3年11月30日（火）までの午前 9時から午後 4時まで
- ・ 受付場所：嵐山町役場上下水道課
- ・ 電 話：0493-62-0728
- ・ 提出書類：
 - ① 参加申込書 （様式 1）
 - ② 代表企業（応募企業）及び構成員一覧 （様式 2）
 - ③ 添付書類（ア～キは企業グループの場合、構成員全ての書類が必要）

- ア 会社概要
- イ 定款の写し
- ウ 印鑑証明書
- エ 法人税等納税証明書（地方税に係るものを含む）
- オ 法人登記簿謄本
- カ 損益計算書（直近 3年分）
- キ 貸借対照表（直近 3年分）
- ク 企業グループ間の内部協定書（代表企業と構成員との間で、業務分担等について合意、締結した協定書の写し）

(2) 参加申込書提出後の辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式 3）を令和3年12月3日（金）までに、上下水道課まで持参又は郵送により提出すること。（参加辞退によって、今後、町の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。）

(3) 参加資格の確認

参加資格審査の結果については、令和3年12月8日（水）に、嵐山町ホームページにおいて公表する。また、応募者に対して同日付けの書面で通知する。この手順をもって提案書の提出を依頼したものとする。

(4) 参加資格に関する説明要求

参加資格を「有しない」とされた応募者は、令和3年12月 8日（水）から令和3年12月10日（金）までの間に、町に対して書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答は、令和3年12月17日（金）までに当該応募（要求）者に対し送付する。

(5) その他

参加資格の確認は、参加申込書の提出日現在で行う。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記の参加資格要件を欠くこととなった場合は、その時点で失格とする。

3 事業者募集要項に関する質問

本募集要項の内容等に関して質問がある場合、下記によって受付ける。

- (1) 受付日時：令和3年11月17日（水）から令和3年11月22日（月）午後 4時まで、
（持参の場合は土日祝祭日を除く午前 9時から午前11時30 分までと午後 1時30分から午後 4時まで）

- (2) **受付方法**：事業者募集要項に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メール又は持参により提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受けない。

メールアドレス：r-jougesui03@town.ranzan.saitama.jp

- (3) **回答方法**：嵐山町ホームページにおいて回答する。参加資格に関する質問の最終回答は令和3年11月26日（金）とする。なお、電話及び口頭での個別対応はしない。また、不当に混乱を招くことが予測されると判断された事項については回答しない。

4 提案書の受付

提案書は、下記のとおり受け付ける。提出方法は持参のみとする。町は、提出書類を確認後、受領書を発行する。

- ・ 受付日時：令和3年12月15日（水）から令和3年12月17日（金）の午前 9時から午後 4時まで
- ・ 提出場所：嵐山町役場上下水道課
- ・ 提出部数：正 1部 副 10部

5 その他応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提出書類の提出をもって、本募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本募集要項公表後、町が配布する資料及び回答書は、本募集要項を補完・修正するものである場合には、補完・修正事項が本募集要項よりも優先するものとする。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募のための保証金は免除する。
- (5) 応募者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。
- (6) 町は、応募者の承諾を得て、本募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。
- (8) 町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。
- (9) 本募集要項に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合は、直ちに応募者に通知する。
- (10) 参加資格を有すると確認された応募者に対し、必要に応じて別途ヒアリングの機

会を設ける場合がある。

- (11) 原則として、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用すること。

V 提案書の審査

1 審査委員会等の設置

提案書の審査に当たっては、知識経験者等から構成される「嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期）民間事業者活用審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会では、委員以外の有識者、専門家の説明または意見を聴いて、提案書の審査をすることができる。

2 事業予定者の選定

- (1) 町長は、審査委員会の審査に基づき、応募者に順位を付して選定する。
町長は、第1順位の応募者との事業の実施に係る契約（以下「PFI事業契約」という。）の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該応募者をこの事業を実施するPFI事業者として選定する。
- (2) 第1順位の応募者との協議が整わなかった場合は、第2順位の応募者と協議を行い、協議が整った場合は、第2順位の応募者をPFI事業者として選定する。
- (3) 第2順位の応募者との協議が整わなかった場合は、PFI事業の採否について検討するものとする。
- (4) 締切りまでに提案書を提出しなかった応募者及び「1 参加資格要件 (5)留意事項」を満たしていない応募者は失格とする。

3 審査結果の通知

審査結果は、応募者に文書で通知する。また、嵐山町ホームページにおいても公表する。

VI 契約の手順

町と事業予定者は、次の手順で、事業契約を締結するものとする。

(1) 契約締結に向けての協定

事業予定者選定後、速やかに、事業予定者（企業グループの場合は、代表企業）と町の間で、契約締結に向けての協定を締結する。

この協定は、事業契約の締結に向け、事業予定者がSPCを設立すること、町は事業予定者と契約仕様についてその内容を協議すること、事業予定者と町の双方が契約締結に向け誠意を持って協力していくことを確認する旨の内容とする。

(2) SPCの設立

事業予定者は、上記協定の締結後、提案書に基づいたSPCを株式会社として設立するものとする。（第1期事業の契約者は不要）

(3) 契約（事業契約）

事業予定者によるSPC設立後、町はSPCと合意された事業内容及び仕様に基づいた契約を締結する。

(4) 業務実施計画書

事業予定者は、契約締結後直ちに、本事業の業務実施に関する業務実施計画書を作成し、町の承認後、事業に着手する。

VII 履行すべき業務の要求水準

町がPFI事業者に要求する業務水準は、別添1 業務要求水準に記載するとおりである。概ねこの内容が事業契約書に規定されることとなるため、業務要求水準を満たした内容を提案すること。

VIII 提案の内容及び条件

町が応募者に要求する提案書は、別添2 提案書の構成に準じて作成するものとする。提案書の評価基準を別添3に示す。優先交渉権者選定基準について別添4に示す。